平成２９年（フ）第２０６２号
名古屋市東区山口町３番17号　プレズ名古屋徳川３Ａ号、従前の住所名古屋市千種区丸山町２丁目34番地の３　清和荘１Ｆ１
債務者　中山美優紀
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１０１号
名古屋市中川区万場５丁目905番地　グレースフル２Ｄ号、従前の住所名古屋市中区千代田３丁目19番２号　シュタットメゾンⅡ201号
債務者　齋藤　文代
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１３５号
名古屋市中村区中島町４丁目45番地の２　藤和シティコープ中村区役所前404号
債務者　吉田　美希
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１０号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字土腐151番地サープラスⅡスミＡ203号
債務者　篠原　　幸（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６８号
三重県松阪市山室町2044番地１　ヴァンベール105号室、前住所三重県松阪市駅部田町11番地５
債務者　東　　宏
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第３７２号
盛岡市神明町７番３号　パークハウス石仁Ａ―101号
債務者　早川　雅文
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２８号
長野市大字南堀12番地15　セイワコーポ22号室
債務者　荒井　利雄
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３４号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―846
債務者　**重**永　勝美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５４号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字砂子田９番地３　フローラ精華Ｂ棟106号、前住所京都府相楽郡精華町大字菅井小字馬渕37番地１クレアコート精華105号
債務者　西島るり子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８９号
京都市下京区中堂寺北町２番地
債務者　大**皿**タカヱ
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
香川県高松市国分寺町国分636番地１　花房国分寺マンション702号
債務者　亀井　千恵
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３号
熊本県荒尾市荒尾101番地
債務者　菊松久美子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第５０７７号
大阪市港区弁天２丁目６番11号
債務者　西岡　　涼
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２１３号
大阪市北区本庄東２丁目５番24―1002号、前住所大阪市北区本庄東２丁目２番35―803号
債務者　大塚　康之
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２３１号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―806号
債務者　西内むつみ
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２４９号
大阪市西成区岸里３丁目10番14号　シェポールＫ＆Ｍ　404
債務者　山田　慎吾
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部